

岩手県選挙管理委員会告示第49号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年6月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4節の2 期日前投票（第37条の2・<u>第37条の3</u>）</p> <p>第5節～第14節 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（投票所借料承認の手続）</p> <p>第14条 市町村の委員会は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第4条（投票所経費）第15項の規定による承認を得ようとするときは、<u>投票所借料承認申請書</u>（様式第13号）を県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>（投票所の開閉時刻の変更の届出）</p> <p>第17条 法第40条（投票所の開閉時間）第2項の規定による届出は、<u>投票所開閉時刻変更届</u>（様式第15号）により行わなければならない。</p> <p>（仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押す印）</p> <p>第20条 法第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）第4項及び第5項並びに令第41条（代理投票の仮投票）第4項に規定する封筒（以下「仮投票用封筒」という。）<u>並びに令第53条（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）第1項及び令第59条の4（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）第4項に規定する投票用封筒に押すべき県の委員会の印は、刷込み式とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 衆議院議員、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙</p> <p>第1節～第3節 [略]</p> <p><u>第3節の2 共通投票所（第30条の2・第30条の3）</u></p> <p>第4節 [略]</p> <p>第4節の2 期日前投票（第37条の2）</p> <p>第5節～第14節 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（投票所借料承認の手続）</p> <p>第14条 市町村の委員会は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第4条（投票所経費）第15項の規定による承認を得ようとするときは、<u>投票所等借料承認申請書</u>（様式第13号）を県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>（投票所の開閉時刻の変更の届出）</p> <p>第17条 法第40条（投票所の開閉時間）第2項の規定による届出は、<u>投票所等開閉時刻変更届</u>（様式第15号）により行わなければならない。</p> <p>（仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押す印）</p> <p>第20条 法第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）第4項及び第5項並びに令第41条（代理投票の仮投票）第4項に規定する封筒（以下「仮投票用封筒」という。）に押すべき県の委員会の印は、<u>仮投票用封筒を交付する市町村の委員会の印をもってこれに代えるものとする。</u></p> <p><u>2 令第53条（投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付）第1項及び第59条の4（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）第4項に規定する投票用封筒に押すべき県の委員会の印は、刷込み式とす</u></p>

(投票箱閉鎖後の措置)

第26条 令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置）の場合においては、投票箱のかぎは各々これを封筒に入れて封をした上、投票管理者と投票立会人とがこれに封印をし、その表面には投票区名及びかぎの区別を記載し、裏面にはこれを保管すべき投票管理者又は投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合においては、投票管理者の指定した投票立会人）の職及び氏名を記載しなければならない。

(繰延投票事由発生の報告)

第30条 [略]

る。

(投票箱閉鎖後の措置)

第26条 令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置）の場合においては、投票箱の鍵は各々これを封筒に入れて封をした上、投票管理者と投票立会人とがこれに封印をし、その表面には投票区名及び鍵の区別を記載し、裏面にはこれを保管すべき投票管理者又は投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合においては、投票管理者の指定した投票立会人）の職及び氏名を記載しなければならない。

(繰延投票事由発生の報告)

第30条 [略]

第3節の2 共通投票所

(共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例)

第30条の2 法第41条の2（共通投票所）第1項の規定に基づき共通投票所を設ける場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第1項	法第38条（投票立会人）第1項	法第41条の2（共通投票所）第5項の規定により読み替えて適用される法第38条（投票立会人）第1項
第11条第2項	法第38条第1項	法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項
第12条	令第27条（投票立会人の氏名等の通知）	令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第27条（投票立会人の氏名等の通知）
第14条	第4条（投票所経費）第15項	第4条の2（共通投票所経費）第3項
第15条	投票所	共通投票所
第16条第1項	投票所	共通投票所
第20条第1項	令第41条（代理投票の仮投票）第4項	令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用され

		る令第41条（代理投票の仮投票）第4項
第21条第2項	令第42条（投票用紙の返付）	令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第42条（投票用紙の返付）
第23条	令第40条（選挙人の宣言）第1項	令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第40条（選挙人の宣言）第1項
第25条	次	第2号
第26条	令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置）	令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置）
第35条	同条第2項	令第48条の3（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第49条の5第2項

（投票所に関する規定の準用）

第30条の3 第17条（投票所の開閉時刻の変更の届出）の規定は、共通投票所について準用する。

（期日前投票における関係規定の適用の特例）

第37条の2 法第48条の2（期日前投票）第1項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、第25条の規定は、適用しない。

第11条第1項	法第38条（投票立会人）第1項	法第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第38条（投票立会人）第1項
第11条第1項	法第38条第1項	法第48条の2第5項の規定

（期日前投票における関係規定の適用の特例）

第37条の2 法第48条の2第1項の場合においては、第11条第1項中「様式第10号」とあるのは「様式第28号」と、同条第2項中「様式第11号」とあるのは「様式第28号の2」と、第12条中「様式第12号」とあるのは「様式第28号の3」と、第22条中「様式第17号」とあるのは「様式第28号の4」と、第23条中「様式第18号」とあるのは「様式第28号の5」と、第24条中「様式第19号」とあるのは「様式第28号の6」と、第26条中「と投票立会人」とあるのは「と投票管理者の指定した投票立会人」と、「投票区名及びかぎの区別を記載し」とあるのは「かぎの区別を記載するほか、2以上の期日前投票

所を設けた場合にあっては当該期日前投票所の名称を記載し」と、「これを保管すべき投票管理者又は投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人）」とあるのは「投票管理者又は投票管理者の指定した投票立会人」と、第27条第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町村の委員会」と、「法第55条（投票箱等の送致）」とあるのは「法第55条（投票箱等の送致）及び令第49条の10（期日前投票における投票箱のかぎの送致）」と、「投票箱、」とあるのは「投票箱、封印をした投票箱のかぎ、」と、「様式第21号」とあるのは「様式第28号の7」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町村の委員会」と、「開票管理者及び市町村の委員会に」とあるのは「投票管理者にあっては市町村の委員会に、市町村の委員会にあっては開票管理者にそれぞれ」と、第28条第2項中「投票終了後直ちに」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、「様式第23号」とあるのは「様式第28号の8」と、「開票管理者を経て市町村」とあるのは「市町村」と、第45条第1項中「開票管理者は、法第55条（投票箱等の送致）の規定による投票箱等の送致を受けたときは、投票管理者及び投票立会人」とあるのは「市町村の委員会は法第55条（投票箱等の送致）及び令第49条の10（期日前投票における投票箱のかぎの送致）の規定による投票箱等及び封印をした投票箱のかぎの送致を受けたときは投票管理者の、開票管理者は法第55条の規定による投票箱等及び封印をした投票箱のかぎの送致を受けたときは市町村の委員会の書記」と、同条第2項中「開票管理者」とあるのは「市町村の委員会又は開票管理者」と、「投票管理者に」とあるのは「市町村の委員会にあっては投票管理者に、開票管理者にあっては市町村の委員会の書記にそれぞれ」と、「投票立会人とともに署名」とあるのは「署名」とし、第25条の規定は、適用しない。

2項		により読み替えて適用される法第38条第1項
第12条	令第27条（投票立会人の氏名等の通知）	令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第27条（投票立会人の氏名等の通知）
第14条	第4条（投票所経費）第15項	第4条の3（期日前投票所経費）第4項
第15条	投票所	期日前投票所
第16条第1項	投票所	期日前投票所
第20条第1項	令第41条（代理投票の仮投票）第4項	令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第41条（代理投票の仮投票）第4項
第21条第2項	令第42条（投票用紙の返付）	令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第42条（投票用紙の返付）
第23条	令第40条（選挙人の宣言）第1項	令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第40条（選挙人の宣言）第1項
第26条	令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置）	令第49条の7（期日前投票における関係規定の適用の特例）の規定により読み替えて適用される令第43条（投票箱を閉鎖する場合の措置）
	と投票立会人	と投票管理者の指定した投票立会人
	投票区名及び鍵の区別を記載し	鍵の区別を記載するほか、2以上の期日前投票所を設けた場合にあっては当該期日前投票所の名称を記載し

	<u>これを保管すべき投票管理者又は投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合においては、投票管理者の指定した投票立会人）</u>	<u>投票管理者又は投票管理者の指定した投票立会人</u>
第27条第1項	<u>投票管理者</u>	<u>投票管理者又は市町村の委員会</u>
	<u>法第55条（投票箱等の送致）</u>	<u>法第48条の2（期日前投票）第5項の規定により読み替えて適用される法第55条（投票箱等の送致）及び令第49条の11（期日前投票における投票箱の鍵の送致）</u>
	<u>投票箱、</u>	<u>投票箱、封印をした投票箱の鍵、</u>
第27条第2項	<u>投票管理者</u>	<u>投票管理者又は市町村の委員会</u>
	<u>開票管理者及び市町村の委員会に</u>	<u>投票管理者にあつては市町村の委員会に、市町村の委員会にあつては開票管理者にそれぞれ</u>
第28条第2項	<u>投票終了後直ちに</u>	<u>期日前投票所を設ける期間の末日に</u>
	<u>開票管理者を経て市町村の委員会</u>	<u>市町村の委員会</u>
第45条第1項	<u>開票管理者は、法第55条（投票箱等の送致）の規定による投票箱等の送致を受けたときは、投票管理者及び投票立会人</u>	<u>市町村の委員会は法第48条の2（期日前投票）第5項において読み替えて適用される法第55条（投票箱等の送致）及び令第49条の11（期日前投票における投票箱の鍵の送致）の規定による投票箱等及び封印をした投票箱の鍵の送致を受けたときは投票管理者の、開票管理者は法第48条の2第5項</u>

において読み替えて適用される法第55条の規定による投票箱等及び封印をした投票箱の鍵の送致を受けたときは市町村の委員会の書記

第45条第2項	開票管理者	市町村の委員会又は開票管理者
	投票管理者に	市町村の委員会にあっては投票管理者に、開票管理者にあっては市町村の委員会の書記にそれぞれ
	投票立会人とともに署名	署名

(投票所に関する規定の準用)

第37条の3 第14条（投票所借料承認の手続）、第15条（投票所の標札及び表示）及び第16条（投票所の設備）の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、第14条中「第4条（投票所経費）第15項」とあるのは「第4条の2（期日前投票所経費）第3項」と、第15条中「様式第14号」とあるのは「様式第28号の9」と読み替えるものとする。

(不在者投票の保管)

第43条 不在者投票管理者は、投票を保管するときは、かぎのあるものに確実に保管しなければならない。

(投票箱等の受領及び保管)

第45条 開票管理者は、法第55条（投票箱等の送致）の規定による投票箱等の送致を受けたときは、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票箱及びかぎの封印の異状の有無並びに関係書類その他送致を受けたものを点検した後これを受領し、確実に保管しなければならない。

2 [略]

(開票前の投票箱等の点検)

第46条 開票管理者は、開票所において投票箱を開く前に、開票立会人とともに投票箱及びかぎの封印の異状の有無を点検しなければならない。

(実費弁償及び報酬の額)

第145条 法第197条の2（実費弁償及び報酬の額）第1項及び第2項の規定に基づき県の委員会が定める選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運

(不在者投票の保管)

第43条 不在者投票管理者は、投票を保管するときは、鍵のあるものに確実に保管しなければならない。

(投票箱等の受領及び保管)

第45条 開票管理者は、法第55条（投票箱等の送致）の規定による投票箱等の送致を受けたときは、投票管理者及び投票立会人の面前において、投票箱及び鍵の封印の異状の有無並びに関係書類その他送致を受けたものを点検した後これを受領し、確実に保管しなければならない。

2 [略]

(開票前の投票箱等の点検)

第46条 開票管理者は、開票所において投票箱を開く前に、開票立会人とともに投票箱及び鍵の封印の異状の有無を点検しなければならない。

(実費弁償及び報酬の額)

第145条 法第197条の2（実費弁償及び報酬の額）第1項及び第2項の規定に基づき県の委員会が定める選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運

動のために使用する事務員、専ら法第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、別表第2に掲げる額とする。

（公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用）

第164条 第2章第3節（投票）（第17条の規定を除く。）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、第6節（開票）、第7節（選挙会及び選挙分会）、第8節（公職の候補者及び当選人）（第56条の規定を除く。）、第10節（選挙運動）第1款（選挙事務所）及び第114条（個人演説会等の施設の指定報告）の規定は、衆議院議員、参議院議員及び知事の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「法」とあるのは「漁業法第94条（公職選挙法の準用）第1項において準用する法」と、「令」とあるのは「漁業法施行令第9条（公職選挙法施行令の準用）において準用する令」と読み替え、次の表の左欄に掲げる規定中で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

（選挙長の候補者に関する調査）

第166条 選挙長は、候補者について次に掲げる事項（法人の候補者にあつては、第1号に掲げる事項）を調査しなければならない。

（1）～（3） [略]

（4） 漁業法第87条（欠格者）第1項第2号及び第2項並びに同法第94条（公職選挙法の準用）第1項において準用する法第252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定の該当の有無

（5）～（7） [略]

（公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用）

第169条 第2章第3節（投票）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、第6節（開票）（第48条の規定を除く。）及び第7節（選挙会及び選挙分会）並びに第130条（選挙公報の送付）から第132条（選挙公報の訂正）までの規定は、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に関する部分を除き、最高裁判所裁判官国民審査について準用する。こ

動のために使用する事務員、専ら法第141条（自動車、船舶及び拡声機の使用）第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。別表第2において同じ。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、同表に掲げる額とする。

（公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用）

第164条 第2章第3節（投票）（第17条の規定を除く。）、第3節の2（共通投票所）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、第6節（開票）、第7節（選挙会及び選挙分会）、第8節（公職の候補者及び当選人）（第56条の規定を除く。）、第10節（選挙運動）第1款（選挙事務所）及び第114条（個人演説会等の施設の指定報告）の規定は、衆議院議員、参議院議員及び知事の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「法」とあるのは「漁業法第94条（公職選挙法の準用）において準用する法」と、「令」とあるのは「漁業法施行令第9条（公職選挙法施行令の準用）において準用する令」と読み替え、次の表の左欄に掲げる規定中で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

（選挙長の候補者に関する調査）

第166条 選挙長は、候補者について次に掲げる事項（法人の候補者にあつては、第1号に掲げる事項）を調査しなければならない。

（1）～（3） [略]

（4） 漁業法第87条（欠格者）第1項第2号及び第2項並びに同法第94条（公職選挙法の準用）において準用する法第252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）の規定の該当の有無

（5）～（7） [略]

（公職選挙法の適用を受ける選挙に関する規定の準用）

第169条 第2章第3節（投票）、第3節の2（共通投票所）、第4節の2（期日前投票）、第5節（不在者投票）、第6節（開票）（第48条の規定を除く。）及び第7節（選挙会及び選挙分会）並びに第130条（選挙公報の送付）から第132条（選挙公報の訂正）までの規定は、参議院議員、県議会議員及び知事の選挙に関する部分を除き、最高裁判所裁判官国民

の場合において、第49条第1項第4号中「候補者別得票数」とあるのは「裁判官別罷免可否の数」と、第130条から第132条までの規定中「選挙公報」とあるのは「審査公報」と読み替えるものとする。

別表第2（第145条関係）

選挙運動従事者等に対して支給することができる報酬及び実費弁償の最高額

1～3 [略]

4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額

(1)～(3) [略]

様式第10号（第11条関係）

[略]

私は、 年 月 日執行の何選挙における何投票区の投票立会人となることを承諾します。

様式第11号（第11条関係）

[略]

公職選挙法第38条第1項の規定により、あなたを 年 月 日執行の何選挙における何投票区の投票立会人に選任しましたので通知します。

[略]

ついては、 月 日午前（後）何時何分までに何投票所へ印鑑持参の上御参集ください。

様式第12号（第12条関係）

[略]

何投票区

投票管理者 様

[略]

年 月 日執行の何選挙における何投票区の投票立会人に、下記の者を選任したので通知します。

[略]

様式第13号（第14条関係）

[略]

投票所借料承認申請書

審査について準用する。この場合において、第49条第1項第4号中「候補者別得票数」とあるのは「裁判官別罷免可否の数」と、第130条から第132条までの規定中「選挙公報」とあるのは「審査公報」と読み替えるものとする。

別表第2（第145条関係）

選挙運動従事者等に対して支給することができる報酬及び実費弁償の最高額

1～3 [略]

4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額

(1)～(3) [略]

(4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき  
15,000円

様式第10号（第11条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

私は、 年 月 日執行の何選挙における（ 月 日）の何投票区（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人となることを承諾します。

様式第11号（第11条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

公職選挙法（第41条の2第5項又は第48条の2第5項の規定により読み替えて適用される同法）第38条第1項の規定により、あなたを 年 月 日執行の何選挙における（ 月 日）の何投票区（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人に選任しましたので通知します。

[略]

ついては、 月 日午前（後）何時何分までに何投票所（共通投票所、期日前投票所）へ印鑑持参の上御参集ください。

様式第12号（第12条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

（ 月 日）の何投票区（共通投票所、期日前投票所）

投票管理者 様

[略]

年 月 日執行の何選挙における（ 月 日）の何投票区（共通投票所、期日前投票所）の投票立会人に、下記の者を選任したので通知します。

[略]

様式第13号（第14条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

投票所等借料承認申請書

投票所を本市（町、村）の管理に属さない下記の建物に設けたいので、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第4条第15項（岩手県選挙等執行規程第14条）の規定により、その借料について承認を申請します。

[略]

様式第14号（第15条関係）

[略]

注 開票所の標札として用いる場合にあっては「何選挙何市（町、村）（何開票区）開票所」と、選挙会場にあっては「何選挙（何選挙区）選挙会場」とすること。

様式第15号（第17条関係）

[略]

投票所開閉時刻変更届

下記のとおり投票所開閉時刻を変更したので、公職選挙法第40条第2項の規定により、届け出ます。

[略]

様式第17号（第22条関係）

[略]

何投票区投票管理者 氏 名㊟

[略]

様式第18号（第23条関係）

[略]

何投票所において

[略]

選挙人何某は、何のため、自ら宣言又は署名することができないので、投票所の事務に従事する何某にこの宣言書を作成させ、読み聞かせたところ、選挙人は、上記に相違ない旨を確認したのでここに署名する。

何投票区投票管理者 氏 名㊟

[略]

様式第19号（第24条関係）

投票所（共通投票所、期日前投票所）を本市（町、村）の管理に属さない下記の建物に設けたいので、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第4条第15項（第4条の2第3項、第4条の3第4項）の規定による承認を申請します。

[略]

様式第14号（第15条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

注1 共通投票所の標札として用いる場合にあっては「何選挙何市（町、村）（何）共通投票所」と、期日前投票所の標札として用いる場合にあっては「何選挙何市（町、村）（何）期日前投票所」とすること。

2 開票所の標札として用いる場合にあっては「何選挙何市（町、村）（何開票区）開票所」と、選挙会場の標札として用いる場合にあっては「何選挙（何選挙区）選挙会場」とすること。

様式第15号（第17条、第30条の3関係）

[略]

投票所等開閉時刻変更届

下記のとおり投票所（共通投票所）開閉時刻を変更したので、公職選挙法（第41条の2第6項において準用する同法）第40条第2項の規定により、届け出ます。

[略]

様式第17号（第22条関係）

[略]

（月 日）何投票区（共通投票所、期日前投票所）

投票管理者 氏 名㊟

[略]

様式第18号（第23条、第30条の2、第37条の2関係）

[略]

何投票所（共通投票所、期日前投票所）において

[略]

選挙人何某は、何のため、自ら宣言又は署名することができないので、投票所（共通投票所、期日前投票所）の事務に従事する何某にこの宣言書を作成させ、読み聞かせたところ、選挙人は、上記に相違ない旨を確認したのでここに署名する。

何投票区（共通投票所、期日前投票所）

投票管理者 氏 名㊟

[略]

様式第19号（第24条関係）

<p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>何投票区投票管理者</u> 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第27条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>何投票区投票管理者</u> 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p> <p>2 同かぎ 個</p> <p>[略]</p> </div> <p>様式第23号（第28条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>何投票区投票管理者</u> 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p> <p>様式第27号（第35条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </div> <p>注1 掲示は、投票所内の投票の記載をする場所その他選挙人の見やすい場所に行ってください。</p> <p>2 [略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>( 月 日の) 何投票区 (共通投票所、期日前投票所)</u></p> <p style="text-align: center;">投票管理者 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第27条、第37条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>何投票区 (共通投票所、期日前投票所)</u></p> <p style="text-align: center;">投票管理者 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p> <p>2 同鍵 個</p> <p>[略]</p> </div> <p>注 各欄のうち、該当する項目がないものについては、その欄の記載を省略すること。</p> <p>様式第23号（第28条、第37条の2関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>何投票区 (共通投票所、期日前投票所)</u></p> <p style="text-align: center;">投票管理者 氏 名<sup>㊟</sup></p> <p>[略]</p> <p>様式第27号（第30条の2、第35条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </div> <p>注1 掲示は、投票所又は共通投票所内の投票の記載をする場所その他選挙人の見やすい場所に行ってください。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第28号を次のように改める。</p> <p>様式第28号 削除</p> <p>様式第28号の2から様式第28号の9までを削る。</p>	
改正前	改正後
<p>様式第69号（第114条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>公職選挙法第161条第1項第3号（農業委員会等に関する法律及び漁業法において準用する場合を含む。）の規定により、下記の施設を指定したので報告します。</u></p> <p>[略]</p>	<p>様式第69号（第114条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>（漁業法第94条において準用する）公職選挙法第161条第1項第3号の規定により、下記の施設を指定したので報告します。</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成28年6月21日から施行する。